

如件

解決條件

- 一 昭和五年三月廿二日決定セル賃金一割値下ハ之ヲ取
用スコト
- 二 技術職工ノ最低賃金ハ老同五十銭トス
- 三 臨時休業ノ場合ハ二歩(十分ノ二)ノ日給又給スルコト
但シ全築ノ為メ休業スル場合ハ五分ノ手当ヲ又給スルニ
四 退職手当ハ別ニ制定ス
但進而工場主ト従業員ト協議ニ附スルニト
- 五 公休日日給ハ撤回ス
- 六 労働時間ヲ十一時間迄トシ正午三十分午前十時十五
分間午後三時十五分間ノ完全ナル休憩時間ヲ與フ

七 残業手當ハ一時間ニ日給ノ一割(十分ノ一)ヲ又給ス

八 健康保険ハ四月一日ヨリ實施ス

九 釜ニ「ジヨウゴ」ヲ六月中ニ裝置スルコト

十 夏季ノ氷ハ六月一日ヨリ九月三十日迄ヲ給ス

十一 浴場ハ五月中ニ改善ス

但シ改善スル間ハ従業員ニ湯札ヲ與フ

十二 更衣所ハ五月中ニ之ヲ設置ス

十三 工場使用便所ハ四月中ニ之ヲ完全ニ設置ス

十四 就業中工場主ハ従業員ノ人格ヲ充分ニ尊重シ津力ニ

使用セサルコト

十五 事件ニ關シ犠牲者ヲ出カサルコト

右相違ナキニトシ確定ス